

1 入札への参加

(1) 入札参加資格認定

建設工事の入札に参加するためには、あらかじめ呉市の入札参加資格の認定を受け、呉市入札参加資格者名簿へ登録されている必要があります。

定期受付（名簿の更新）は2か年度に1度、追加受付は年に数回、それぞれ期間を定めています。

(2) 参加資格

参加申請に必要な書類等の詳細は、契約課ホームページで確認してください。

なお、公共工事の元請け施工業者となるためには、申請される業種の建設業の許可を受けるとともに、経営事項審査を受け、総合評定値通知書に該当業種の総合評定値（P点）及び完成工事高が計上されていることが必須です。

(3) 等級格付及び発注標準

令和7・8年度における等級格付は、次のとおり設定しています。

等級格付及び発注標準金額の詳細については、契約課ホームページで確認してください。

土木一式工事，建築一式工事	4等級（A・B・C・D）
とび・土工・コンクリート工事，電気工事，管工事，舗装工事，解体工事	3等級（A・B・C）
その他の工事	等級区分なし

※災害復旧工事においては「9 災害復旧工事の取扱い」を参照してください。

(4) 資格の認定期間

令和7・8年度の競争入札参加資格の有効期限

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

2 入札方式等

(1) 入札方式

ア 一般競争入札（事後審査方式）

予定価格が200万円を超える工事で、開札後に資格を審査する入札方式です。

総合評価方式（特別簡易型）による工事や、入札公告で業種、等級格付、地域要件等の参加資格を付した案件について入札を行い、落札候補者の参加資格審査を経て落札者を決定する条件付一般競争入札です。

イ 一般競争入札（事前審査方式）

予定価格が200万円を超える工事で、入札前に資格審査を要する入札方式です。

特定JV施工や総合評価方式（特別簡易型を除く）による工事、同種・類似工事の施工実績を付するものなどについて参加申請を受け付け、資格審査を経て入札を行い、落札者を決定する条件付一般競争入札です。

(2) その他

ア 特定JV（共同企業体）対象工事

土木・建築一式工事では概ね6億円、設備工事では概ね3億円以上の案件から選定していません。

イ 総合評価方式

価格と品質で優れた調達を促進するため、適用案件を選定し実施しています。

ウ 電子入札の実施

予定価格が200万円を超える工事については、原則として電子入札としています。なお、一定の要件を満たす場合を除いて、紙入札を認めていませんのでご注意ください。

3 市内業者の育成等

(1) 市内業者への優先発注

市内業者の育成と受注機会の確保のため、予定価格5,000万円未満の工事については、原則として、市内業者に限定して発注します。

市内業者	建設業許可に係る主たる営業所を呉市内に有する者
準市内業者	建設業許可に係る従たる営業所を呉市内に有し、当該営業所等に契約締結権限等を委任している者（呉市内営業所に建設業の許可を有する業種のみ登録可）
市外業者	市内業者及び準市内業者以外の者

(2) 下請負、主要資材の調達

呉市発注の工事において、主要資材を購入し、又はやむを得ず工事の一部（主体的部分を除く。）を第三者に請け負わせようとする場合は、極力市内に主たる営業所・本店を有する業者に発注するものとします。

4 予定価格の公表

競争入札による工事（予定価格200万円を超える工事）は、すべて予定価格（税抜）を事前公表します。

予定価格（税抜）は、契約課ホームページの入札公告で案件ごとに公表しています。なお、随意契約での見積合わせの場合は公表しません。

5 最低制限価格制度

(1) 制度の概要

極端な低入札価格による受注を防止し、公共工事の品質の確保と業界の健全な育成を図るために採用しており、最低制限価格未満の入札者は失格となります。

(2) 最低制限価格制度の対象

競争入札によるもののうち、低入札価格調査制度で行わない入札はすべて最低制限価格を設定し、事後公表します。

なお、随意契約については最低制限価格の設定はありません。

(3) 最低制限価格の決定方法

予測困難性を高めるため、次の算式により決定します。

$$\text{最低制限価格} = \text{最低制限基準価格 (A)} \times \text{ランダム係数 (B)}$$

【最低制限基準価格 (A) の算出方法】

工事の種類	最低制限基準価格 (A) の算出方法
土木関連工事	直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費×68%
建築関連工事 (建築物に付随する設備 工事を含む。)	(直接工事費×90%)×97%+共通仮設費×90%+{現場管理費+(直接工事費×10%)} ×90%+一般管理費×68%
建築物の解体工事	(直接工事費×75%)×97%+共通仮設費×90%+{現場管理費+(直接工事費×25%)} ×90%+一般管理費×68%
プラント設備工事 (プラント設備工事に付 随する電気工事等を含 む。)	機器費×85%+直接工事費×97%+共通仮設費×90%+(現場管理費+据付間接費 +設計技術費)×90%+一般管理費×68%
水道設備関連工事 (水道設備に含まれる電 気工事等を含む。)	{直接工事費-(機器費×40%)}×97%+{共通仮設費+(機器費×10%)}×90% +{現場管理費+(機器費×20%)}×90%+{一般管理費+(機器費×10%)}×68%

注1) 土木関連工事とは、道路、河川、池、港湾等に関する土木工事であり、舗装や下水道管理設工事を含まず。

注2) 建築関連工事とは、建物及び敷地内の営繕工事であり、建物に付随する設備工事（電気・管）を含まず。

注3) 解体工事とは、建物の解体工事であり、土木関連工事である道路構造物等の解体工事は、土木関連工事として算出します。

注4) プラント設備工事とは、水門等の門扉や石油等の貯蔵施設、ポンプ機器、集塵機器などの設備工事であり、機械器具設置工事や鋼構造物工事として発注する工事です。なお、プラント設備に含まれる電気工事等については、プラント設備工事として算出します。

注5) 水道設備関連工事とは、水道施設等の制水扉やポンプ機器などの設備工事であり、機械器具設置工事等として発注する工事です。なお、水道設備に含まれる電気工事等については、水道設備関連工事として算出します。

【ランダム係数 (B) の算出方法】

入札案件ごとに、パソコン等のシステムにより、乱数を使用して算出します。

ランダム係数 (B) の範囲	1.0000から1.0050
----------------	----------------

(4) 最低制限価格の範囲

入札案件ごとに当該予定価格の100分の80以上としています。

(5) 全者が最低制限価格を下回った場合

開札の結果、全者が最低制限価格を下回った場合は、最低制限基準価格（予定価格の100分の80）を下回った場合は、100分の80）を最低制限価格として再度開札を行い、落札候補者又は落札者を決定します。

なお、この場合において、すべての入札者の入札額が再度決定した最低制限価格を下回った場合は、入札を中止します。

6 低入札価格調査制度

(1) 制度の概要

調査基準価格と失格基準価格を設定し、両基準価格間の入札を行った者について低入札価格調査を行い、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合には、当該入札者を落札者とししない制度です。

(2) 低入札価格調査制度の対象

総合評価方式による建設工事の入札

(3) 調査基準価格の決定方法

当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある基準の価格として、次の算式により定めます。(算式は最低制限価格制度と同様)

$$\text{調査基準価格} = \text{調査基準価格基礎額 (A)} \times \text{ランダム係数 (B)}$$

【調査基準価格基礎額 (A) の算出方法】

最低制限価格制度における最低制限基準価格 (A) の算出方法と同様です。

【ランダム係数 (B) の算出方法】

最低制限価格制度におけるランダム係数 (B) の算出方法と同様です。

(4) 失格基準価格の決定方法

次の算式により決定します。

※入札金額が失格基準価格に満たない時は、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認め、落札者としません。

$$\text{失格基準価格} = \text{失格基準価格基礎額} \times \text{ランダム係数 (B)}$$

【失格基準価格基礎額の算出方法】

失格基準価格基礎額 = (直接工事費 × a + 共通仮設費 × b + 現場管理費 × c + 一般管理費 × d)

係数	予定価格	5千万円	5千万円以上3億円未満		3億円以上
	経費区分	未満			
a	直接工事費	0.873	0.873 - 0.0873 × (予定価格 - 50,000,000円) / 250,000,000円		0.7857
b	共通仮設費	0.81	0.81 - 0.081 × (予定価格 - 50,000,000円) / 250,000,000円		0.729
c	現場管理費	0.81	0.81 - 0.081 × (予定価格 - 50,000,000円) / 250,000,000円		0.729
d	一般管理費	0.612	0.612 - 0.0612 × (予定価格 - 50,000,000円) / 250,000,000円		0.5508

※失格基準価格基礎額の算出に用いる直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の経費区分は、最低制限価格制度における工事の種類ごとの経費区分と同様です。

【ランダム係数の算出方法】

調査基準価格を求める際に算出した入札案件ごとのランダム係数と同じ係数です。

(5) 低入札価格調査

調査対象の入札者に対し、当該価格で入札した理由、入札金額の積算内訳等に関する資料の提出を求めます。

提出された資料及び当該入札者からヒアリングを行い、当該契約内容に適合した履行がされないおそれがあるか判断します。

(6) 低価格入札者と契約をする場合の措置

- ・ 契約保証の額を、請負代金額の10分の3以上とする。
- ・ 契約解除に伴う違約金を、請負代金額の10分の3とする。
- ・ 監理技術者又は主任技術者とは別に、同等程度の技術者を専任で1名追加配置しなければならない（現場代理人との兼務不可）。
- ・ 契約不適合責任期間について、工事目的物の引き渡しを受けた日から4年に、設備機器本体等については、2年に延長する。
- ・ 主任監督員による月1回の現場点検の対象とする。
- ・ 主任監督員が施工プロセスチェックリストにより施工状況を点検し総括監督員・検査員へ報告する。
- ・ 点検結果は工事成績へ反映する。
- ・ 過失による粗雑工事と認められ、指名停止措置の対象となった場合は、指名停止期間に1か月加算する。
- ・ 原則として、低入札価格調査時に予定していた下請業者へ発注しなければならない。
- ・ 工事完成後2か月以内に、一次下請業者への支払状況を報告しなければならない。

7 入札心得及び工事費内訳書

(1) 入札心得

入札に際しては、「呉市入札心得」及び「呉市契約規則」などの関係法令並びに設計図書、仕様書等を遵守してください。無効となる各種の取扱いがあります。

(2) 工事費内訳書

入札を行う者については、入札金額の積算内訳を明らかにした工事費内訳書の提出を義務付けており、入札金額と工事費内訳書の金額は同額でなければなりません。

電子入札システムにより入札する際、工事費内訳書を添付してください。

なお、工事費内訳書について、

- ・ 記名（商号・名称・氏名）が無い場合
- ・ 工事名に誤り等があり意思不明確な場合
- ・ 指定の項目に記載が無い場合
- ・ 工事費内訳書が提出されない場合
- ・ 破損したファイルの添付により内容が確認し難い場合
- ・ その他一定の事由に該当する場合

は、その入札は無効となりますのでご注意ください。

なお、令和8年4月から以下の点を変更しています。

- ・ 設計図書整理番号の記入欄の廃止
- ・ 材料費、労務費等の記入欄の新設

8 契約の締結等

(1) 契約の締結

契約の相手方は、通知を受けた日から7日以内（通知を受けた日を含み、土・日・休日等を除く。）に契約を締結する必要があります。

落札決定後において、落札者が契約を締結しなかった場合は、契約締結拒否として、指名停止等の対象となります。

(2) 契約保証金

契約金額が200万円以上の場合は、契約金額の10%以上の契約保証金の納付が必要となりますので、現金納付又は金融機関、保証事業会社等による保証等の手続きを、契約の締結までに行ってください。

なお、予定価格が500万円未満の案件に限り、実績により免除できる場合もあります。

(3) 前払金・中間前払金

契約金額が200万円以上で、公共工事の前払金保証事業会社の保証証書を呉市に寄託し、所定要件を具備した場合は、前払金（40%以内）及び中間前払金（20%以内）の支払いを受けることができます。

詳細については、入札公告や仕様書等により確認してください。

(4) 経営事項審査

契約締結日において有効な経営事項審査の結果通知を受けており、総合評定値通知書に当該工事の業種についての総合評定値（P点）が計上されていなければ、契約の締結をすることはできません。

※経営事項審査の有効期間は審査基準日から1年7か月です。経営事項審査を更新したときは、総合評定値通知書の写しを契約課に提出（郵送可）してください。

9 災害復旧工事の取扱い

(1) 災害復旧工事の地域別限定発注

災害発生時には、2次災害を防ぐ意味からも、地元建設業者の迅速な対応が不可欠であるため、小規模災害における予定価格500万円未満の災害復旧工事については、市全域を5つに地域割をした上で、災害が発生した地域に建設業許可に係る主たる営業所を有する業者に限定して入札を実施します。

地域割：呉市役所支所設置条例の別表に掲げる各支所の所管区域及びその他地区（中央地区）をいいます。

地域割	地 区
①	中央, 宮原, 警固屋, 天応, 吉浦, 昭和
②	阿賀, 広, 仁方, 郷原
③	音戸, 倉橋
④	川尻, 安浦
⑤	下蒲刈, 蒲刈, 豊浜, 豊

(2) 災害復旧工事の発注方法

災害復旧工事は、災害の規模により、次のとおり取り扱います。

なお、災害の規模については、状況を確認し決定します。

ア 一般競争入札の取扱い

(ア) 小規模災害の場合

回 数	入札参加条件等【予定価格500万円未満】
1回目	地域限定発注（主たる営業所の所在地） （発注標準 + 全ての上位等級） ①中央, 宮原, 警固屋, 天応, 吉浦, 昭和 ②阿賀, 広, 仁方, 郷原 ③川尻, 安浦 ④音戸, 倉橋 ⑤下蒲刈, 蒲刈, 豊浜, 豊
2回目	省略（随意契約へ移行：随意契約ルール適用）
回 数	入札参加条件等【予定価格500万円以上】
1回目	全市内業者対象（発注標準のとおり） ※5,000万円以上は準市内業者も参加可能
2回目	省略（随意契約へ移行：随意契約ルール適用）

(イ) 大規模災害の場合

回 数	入札参加条件等【金額問わず】
1回目	全市内業者対象（発注標準+全ての上位等級） ※5,000万円以上は準市内業者も参加可能
2回目	省略（随意契約へ移行：随意契約ルール適用）

イ 入札不調後の取扱い（随意契約ルール適用）

(ア) 小規模災害の場合

区 分	対象者及び選定方法
第1段階	<p>【対象者】</p> <p>1 呉市内の事業者（※1）及び準市内の事業者（※2） （発注標準+全ての上位等級）</p> <p>【選定方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・呉市ホームページへ該当案件を掲載 ・受注意向のある事業者は、一定期間（10日程度）内に、受注意向申出書を呉市（工事担当課）へ提出 ・受注意向のある事業者を指名し、見積合わせにより随意契約を締結 <p>※受注意向の申し出がなければ第2段階へ移行</p>
第2段階	<p>【対象者】</p> <p>1 呉市内の事業者（※1）及び準市内の事業者（※2） （発注標準+全ての上位等級）</p> <p>【選定方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・呉市ホームページへ該当要件を引き続き掲載 ・受注意向のある事業者は、一定期間（3か月程度）内に、受注意向申出書を呉市（工事担当課）へ提出（先着順により、1者のみ受付） ・受注意向のある事業者を指名し、随意契約を締結
<p>※1 建設業許可に係る主たる営業所をいう。</p> <p>※2 建設業法第3条第1項に規定する営業所を呉市内に有する事業者</p>	

(イ) 大規模災害の場合

区 分	対象者及び選定方法
第1段階	<p>【対象者】</p> <p>1 呉市の有資格者であるすべての事業者 （発注標準+全ての上位等級）</p> <p>2 当該施工箇所の属する同一地区（※1）内で施行されている公共工事（※2）を受注している事業者 （呉市の有資格者である必要はない。）</p> <p>【選定方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・呉市ホームページへ該当要件を掲載 ・受注意向のある事業者は、一定期間（3か月程度）内に、受注意向申出書を呉市（工事担当課）へ提出（先着順により、1者のみ受付） ・受注意向のある事業者を指名し、随意契約を締結
<p>※1 支所設置条例における各支所の所管区域及びその他の地区（中央地区）をいう。</p> <p>※2 発注者は呉市である必要はない。</p>	

(3) 災害復旧工事における主任技術者及び現場代理人の兼務制限の緩和

主任技術者		現場代理人	
設計金額(税込)	兼務制限	請負代金額(税込)	兼務制限
1 億円以上 [2 億円以上]	兼務不可	1 億円以上 [2 億円以上]	兼務不可
1 億円未満 4, 500 万円以上 [2 億円未満 9, 000 万円以上]	専任配置 ただし、建設業法第 26 条 第 3 項第 1 号に該当する場 合は 2 件まで可 【緩和】 3 件以内 災害復旧工事を含む場合に 限る。 (通常工事は 1 件のみとする。 ただし、建設業法第 26 条第 3 項第 1 号に該当する場合は 2 件 まで可) ※要件 2 を満たす場合に限る	1 億円未満 4, 500 万円以上 [2 億円未満 9, 000 万円以上]	兼務不可 【緩和】 3 件以内 災害復旧工事を含む場合に 限る。 (通常工事は 1 件のみとする) ※要件 1, 2 を満たす場合に限る
4, 500 万円未満 [9, 000 万円未満]	3 件以内 【緩和】 3 件以内 災害復旧工事は、件数として カウントしない。ただし、4,500 万円以上の工事を兼務する場 合のみ、件数としてカウントす る。	4, 500 万円未満 [9, 000 万円未満]	3 件以内 ※要件 1 を満たす場合に限る 【緩和】 3 件以内 ※要件 1 を満たす場合に限る 災害復旧工事は、件数として カウントしない。ただし、4,500 万円以上の工事を兼務する場 合のみ、件数としてカウントす る。

【留意事項】

- ・建設業法第 26 条第 3 項第 1 号の規定による専任配置の特例により兼務できる要件については、監理技術者制度運用マニュアルに準じるものとする。
- ・兼務制限の件数は、最終的に配置される工事件数（主任技術者又は現場代理人として配置されている工事（主任技術者と現場代理人を兼務している場合も含む。）を 1 件とする。）の合計であり、兼務する全ての工事が表中の適用金額未満であることを要する。
- ・主任技術者における設計金額の [] 内の金額は、建築一式工事の場合を示す。
- ・兼務の条件及び手続きについては、入札公告、共通仕様書及び特記仕様書を確認すること。

※要件 1

- ・監督員と携帯電話等で常に連絡が取れるなど、発注者との連絡体制を確保し、監督員の求めにより速やかに工事現場に向かうなどの適切な対応が可能なこと。
- ・呉市内の公共工事の請負代金額が 4, 500 万円（建築一式工事は 9, 000 万円）未満であること。ただし、災害復旧工事を含む場合は、1 億円未満であること。
- ・兼務する公共工事が呉市発注工事以外の場合は、兼務する工事の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。

※要件 2

- ・兼務する工事と密接な関係があり、兼務する全ての工事箇所の間隔が 1.5 km 程度以内
- ・密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合を含む。）をいう（監理技術者を除く）。
- ・兼務の申請に際して、施工にあたり相互に調整を要する工事として兼務を申請する場合は、資材の調達先、下請けの予定を明らかにできること。
- ・既に契約している工事の発注者が兼務を承認し、そのことを証する書面の写しを提出できること。（発注者が呉市以外の場合のみ）

10 技術者、現場代理人の配置

(1) 主任技術者・監理技術者の適正配置

ア 専任配置を必要とする工事

設計金額が4,500万円（建築一式は9,000万円）以上の工事については、技術者の専任配置を必要としています（落札金額が下回っても専任配置は変わりません。）。

ただし、建設業法第26条第3項第1号に該当する場合は2件まで兼務が可能となります。

配置する技術者は、所属する建設業者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があることが必要です。

また、設計金額9,000万円以上の工事については、監理技術者の専任配置を必要としています。

なお、下請負総額が5,000万円（建築一式は8,000万円）以上の工事については、建設業法の規定により監理技術者の専任配置が必須です。

イ 兼任配置が可能な工事

設計金額が4,500万円（建築一式は9,000万円）未満の工事については、3件までの兼任配置が可能です。

配置する技術者は、所属する建設業者と直接的な雇用関係があることが必要です。

なお、他の工事に専任配置している技術者及び現場代理人（常駐義務を緩和している工事を除く。）は兼任できません。

(2) 現場代理人の適正配置

ア 現場代理人の常駐緩和

現場代理人の配置については、呉市建設工事請負契約約款第10条第2項の規定により工事現場に常駐を求めています。

ただし、監督員と携帯電話等で常に連絡が取れるなど、発注者との連絡体制を確保し、また監督員の求めにより速やかに工事現場に向かうなどの適切な対応を可能とした場合は、呉市建設工事請負契約約款第10条第3項の規定に該当するものとして認め、次の期間においては、常駐を緩和します。

(ア) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

(イ) 呉市建設工事請負契約約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間

(ウ) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

(エ) 工事現場が完成し、完成届提出後検査までの期間

(オ) その他、特に発注者が認めた期間

イ 現場代理人の兼務要件

次の工事においては、呉市建設工事請負契約約款第10条第3項の規定によるものとして、現場代理人の常駐を緩和し兼務を認めます。

なお、(イ)・(ウ)の工事を(ア)に適用する場合の請負代金額は、本体(主体)工事と付帯(関連)工事の合計額とし、件数は、合わせて1件としてカウントします。

(ア) 以下の条件を満たす工事。兼務件数は3件以内（災害復旧工事を除く）とする。

a 監督員と携帯電話等で常に連絡が取れるなど、発注者との連絡体制を確保し、監督員の求めにより速やかに工事現場に向かうなどの適切な対応が可能なこと。

b 呉市内の公共工事の請負代金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）未満であること。

c 兼務する公共工事が呉市発注工事以外の場合は、兼務する工事の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。

(イ) 本体工事と工期が重複し、工事の一体性が認められることで随意契約により締結された付帯工事

(ウ) 工事の一体性を認めて発注した合冊入札案件における主体工事と関連工事

1 1 工事着手日選択型契約方式

(1) 趣旨

本市が発注する工事において、受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に労働者の確保、建築資材の調達等の準備を行うことができるよう、本市が定める一定の期間（工事着手日選択期間）内で、受注者が工事着手日を選択することができる契約方式を実施します。（対象工事は案件毎に決定し、入札公告及び特記仕様書に明記します。）

(2) 制度の概要

ア 工事着手期限日の設定

- ・本市は、工事着手の期限となる日（以下「工事着手期限日」といいます。）をあらかじめ定めます。
- ・工事着手期限日は、契約見込日から起算し、5か月以内とします。

イ 工事着手日の設定

落札者は、契約日から工事着手期限日までの期間で、任意の日を工事着手日に定め、契約前に工事着手日通知書により本市に通知してください。

ウ 工期の終期日の設定

工事着手日の設定に関わらず、工期の終期日は変更しません。

エ 契約保証金の取扱い

契約保証の期間は、契約日から工期の終期日までです。

オ 前払金の取扱い

工事着手日前には、対象工事の前払金を請求できません。

カ 工事着手日前の取扱い

- ・契約日から工事着手日の前日までの期間における当該工事現場の管理は、本市の責任において行います。
- ・受注者は、契約日から工事着手日の前日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等を含め、工事着手することはできません。

キ 技術者及び現場代理人の取扱い

契約日から工事着手日の前日までの期間は、監理技術者又は主任技術者及び現場代理人の配置は不要です。

ク 経費の負担

本契約方式の実施により生じる経費は、工事着手日の前日までの現場の管理に要するものを除き、受注者の負担とします。

12 過去の主な改正の経過（建設工事）

年 度	入札・契約制度の改正内容
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格調査制度における失格基準価格の導入 ・合併町特例（地域要件の設定）の試行（H17.3.20 合併）
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> ・電子入札，総合評価方式の試行
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市内業者の育成（1，000万円未満を市内業者に発注） ・通常型指名競争入札の廃止（130万円以上で受注希望型入札を実施） ・有資格者名簿における格付け基準，主観点の公表
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市内業者の育成（2，500万円未満を市内業者に発注） ・合併町特例の廃止 ・経常JV制度の廃止
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市内業者の育成（5，000万円未満を市内業者に発注） ・最低制限価格制度の実施（低入札価格調査制度の廃止）
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・中間前払制度の導入 ・工事成績評定の通知
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・電子入札の完全実施（130万円以上） ・一般競争入札（ダイレクト型・事後審査方式）の導入 ・現場代理人の雇用関係の確認
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・指名停止措置該当要件に係る概要の公表 ・契約保証金の免除基準の見直し
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道事業の組織統合に係る入札・契約制度の統一（窓口の一本化） ・公募型指名競争入札を廃止し，一般競争入札（事前審査型）へ移行 ・現場代理人の常駐義務の緩和等
平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・最低制限基準価格の算出方法の改正 ・工事成績評定の見直し
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・最低制限基準価格の算出方法の改正
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・最低制限基準価格の算出方法の改正及び上限の撤廃 ・技術者の配置基準の改正
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書等の電子閲覧の実施（販売からの変更）
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価方式における低入札価格調査制度の導入
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・最低制限基準価格，調査基準価格基礎額等の算出方法の改正
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・最低制限基準価格，調査基準価格基礎額等の算出方法の改正
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・現場代理人の兼務制限の緩和等
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・主任技術者等の専任配置要件の変更等
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・少額随契の基準額の見直し ・契約保証金の免除基準の見直し
令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格調査制度の改正（低価格入札者と契約をする場合の措置の追加）